

第4章 介護保険事業計画

《介護保険サービス全体像》

元 気 な 高 齢 者 ----- 特 定 高 齢 者	介 護 予 防 事 業 (地 域 支 援 事 業)	<p>1 介護予防事業</p> <p>(1) 介護予防特定高齢者施策</p> <p>①特定高齢者把握事業</p> <p>②通所型介護予防事業</p> <p>③訪問型介護予防事業</p> <p>④介護予防特定高齢者施策評価事業</p> <p>(2) 介護予防一般高齢者施策</p> <p>①介護予防普及啓発事業</p> <p>②地域介護予防活動支援事業</p> <p>③介護予防一般高齢者施策評価事業</p>	<p>2 包括的支援事業</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント事業</p> <p>(2) 総合相談支援事業</p> <p>(3) 権利擁護事業</p> <p>(4) 包括的・継続的マネジメント業務</p> <p>3 任意事業</p> <p>(1) 介護給付等費用適正化事業</p> <p>(2) 家族介護支援事業</p> <p>(3) その他事業</p>
要 支 援 1 ・ 2	介 護 予 防 サ ー ビ ス (予 防 給 付)	<p>1 居宅サービス</p> <p>①介護予防訪問介護（ホームヘルプ）</p> <p>②介護予防訪問入浴</p> <p>③介護予防訪問看護</p> <p>④介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>⑤介護予防居宅療養管理指導</p> <p>⑥介護予防通所介護（デイサービス）</p> <p>⑦介護予防通所リハビリテーション（デイケア）</p> <p>⑧介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</p> <p>⑨介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）</p>	<p>⑩介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>⑪介護予防福祉用具貸与</p> <p>⑫特定介護予防福祉用具販売</p> <p>⑬介護予防住宅改修</p> <p>⑭介護予防支援</p> <p>2 地域密着型サービス</p> <p>①介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>②介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>③介護予防認知症対応型共同生活介護</p>
要 介 護 1 〜 5	介 護 サ ー ビ ス (介 護 給 付)	<p>1 居宅サービス</p> <p>①訪問介護（ホームヘルプ）</p> <p>②訪問入浴</p> <p>③訪問看護</p> <p>④訪問リハビリテーション</p> <p>⑤居宅療養管理指導</p> <p>⑥通所介護（デイサービス）</p> <p>⑦通所リハビリテーション（デイケア）</p> <p>⑧短期入所生活介護（ショートステイ）</p> <p>⑨短期入所療養介護（ショートステイ）</p> <p>⑩特定施設入居者生活介護</p> <p>⑪福祉用具貸与</p> <p>⑫特定福祉用具販売</p> <p>⑬住宅改修</p> <p>⑭居宅介護支援</p>	<p>2 地域密着型サービス</p> <p>①夜間対応型訪問介護</p> <p>②認知症対応型通所介護</p> <p>③小規模多機能型居宅介護</p> <p>④認知症対応型共同生活介護</p> <p>⑤地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>3 施設サービス</p> <p>①介護老人福祉施設</p> <p>②介護老人保健施設</p> <p>③介護療養型医療施設</p>

○目標 2 在宅生活の総合支援 施策Ⅲ 在宅介護サービス基盤の整備
--

(1) 非該当者や軽度者に対する介護予防の推進

ア 元気な高齢者に対する施策

地域支援事業（介護予防一般高齢者施策・任意事業）

元気な高齢者に対しては、高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることができるよう、健康教育や健康づくり活動の普及・啓発に努めます。

①青空デイサービス事業の実施（再掲）

一人暮らし高齢者等に比較的軽易な農作業を体験させ、閉じこもりを防止し、交流の場を提供する青空デイサービス事業を実施します。

- ◆当面は、既存の農地等を利用しながら、実施団体や指導者、参加者の輪を広げ、市民の自主的な活動を促進します。また、農作物の加工、販売等の可能性についても検討します。

②高齢者健康教育

65歳以上の高齢者を対象に、「介護予防」、「認知症予防」、「心の健康づくり」などをテーマとした健康教室を保健師等が地域に出向いて開催します。自身での健康管理や地域での介護予防・健康保持に対する支援・普及啓発の推進を図ります。

③高齢者の生きがいと健康づくり事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、高齢者の孤独感を解消するため、趣味講座、スポーツ大会、作品展、芸能発表等の事業を行い、高齢者の参加を促します。

④生活管理指導短期宿泊

家族の養護が一時的に困難になった場合や、一人暮らし特定高齢者が一時的に養護を必要とした場合に養護老人ホームに入所させることで在宅の特定高齢者等の生活習慣の指導、体調調整を行います。

イ 特定高齢者に対する施策

地域支援事業（介護予防特定高齢者施策）

生活機能評価により生活機能の低下がみられ、介護予防が必要な高齢者（特定高齢者）に対しては、健康教室や、生活管理指導員の派遣など、重点的な介護予防施策を展開します。